

#### 第 4 3 号議案

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条 足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 0 年足立区条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

付則第 2 条の次に次の 1 条を加える。

第 2 条の 2 足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等を廃止する条例（令和 2 年足立区条例第 号）による廃止前の足立区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 1 2 年足立区条例第 5 9 号。以下「旧幼稚園教育職員勤務時間等条例」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づき特定職員（令和 2 年 3 月 3 1 日において旧幼稚園教育職員勤務時間等条例の適用を受けていた職員で、同年 4 月 1 日からこの条例の適用を受けることとなるものをいう。以下同じ。）に対し定められた 1 週間の正規の勤務時間は、第 2 条第 2 項の規定に基づき定められたものとみなす。

2 旧幼稚園教育職員勤務時間等条例第 1 6 条第 1 項の規定に基づき特定職員に対し承認された病気休暇で、令和 2 年 4 月 1 日前から同日以後に引き続くものは、第 1 4 条第 1 項の規定に基づき承認されたものとみなす。

3 旧幼稚園教育職員勤務時間等条例第 1 7 条第 1 項の規定に基づき特定職員に対し承認された特別休暇で、令和 2 年 4 月 1 日前から同日以後に引き続くものは、第 1 5 条第 1 項の規定に基づき承認され

たものとみなす。

- 4 旧幼稚園教育職員勤務時間等条例第18条第1項の規定に基づき特定職員に対し承認された介護休暇で、令和2年4月1日前から同日以後に引き続くものは、第16条第1項の規定に基づき承認されたものとみなす。
- 5 旧幼稚園教育職員勤務時間等条例第18条の2第1項の規定に基づき特定職員に対し承認された介護時間で、令和2年4月1日前から同日以後に引き続くものは、第16条の2第1項の規定に基づき承認されたものとみなす。
- 6 旧幼稚園教育職員勤務時間等条例第16条から第18条の2までの規定に基づき特定職員に対し承認された休暇及び時間のうち、令和2年4月1日前に特定職員が取得した日数及び時間数は、第14条から第16条の2までの規定に基づき特定職員に承認され、取得した日数及び時間数とみなす。
- 7 前各項に規定するもののほか、特定職員の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な経過措置は、規則で定める。

第2条 足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和元年足立区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条の改正規定を次のように改める。

第1条第2項を削る。

付 則

この条例中第1条の規定は令和2年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

（提案理由）

幼稚園教育職員の職の廃止に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。